

「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」新旧対照表（案）

	改正案	現行
目次	<p>第1章 総則</p> <p>第1 目的</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>第3 適用範囲</p> <p>第4 対象疾患等</p> <p>第5 対象となるヒト幹細胞等</p> <p>第6 基本原則</p> <p>1 倫理性の確保</p> <p>2 有効性及び安全性の確保</p> <p>3 品質等の確認</p> <p>4 被験者等のインフォームド・コンセントの確保</p> <p>5 公衆衛生上の安全の配慮</p> <p>6 情報の公開</p> <p>7 個人情報の保護</p> <p>第2章 研究の体制等</p> <p>第1 研究の体制</p> <p>1 すべての研究者等の基本的な責務</p> <p>2 研究者の責務</p> <p>3 研究責任者の責務等</p> <p>4 総括責任者の責務等</p> <p>5 研究機関の長の責務</p> <p>6 組織の代表者等の責務</p> <p>7 研究機関の基準</p> <p>8 倫理審査委員会等</p> <p>第2 厚生労働大臣の意見等</p> <p>1 厚生労働大臣の意見</p> <p>2 重大な事態に係る厚生労働大臣の意見</p> <p>3 厚生労働大臣の調査</p> <p>第3章 ヒト幹細胞又はヒト分化細胞の採取</p> <p>第1 提供者の人権保護</p> <p>1 提供者の選定</p> <p>2 インフォームド・コンセント</p> <p>3 提供者となるべき者に対する説明事項</p> <p>4 代諾者からのインフォームド・コンセント</p> <p>5 提供者が死亡している場合</p> <p>6 手術等で摘出されたヒト幹細胞を利用する場合</p> <p>7 提供者に移植又は投与を行う場合</p> <p>第2 採取段階における安全対策等</p> <p>1 提供者の選択基準及び適格性</p> <p>2 採取作業の適切性の確保</p> <p>3 記録</p> <p>第4章 ヒト幹細胞等の調製段階における安全対策等</p> <p>第1 調製段階における安全対策</p> <p>1 品質管理システム</p> <p>2 標準操作手順書</p> <p>3 原材料となるヒト幹細胞又はヒト分化細胞の受け入れ</p> <p>4 試薬等の受け入れ試験検査</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1 目的</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>第3 適用範囲</p> <p>第4 対象疾患等</p> <p>第5 基本原則</p> <p>1 有効性及び安全性の確保</p> <p>2 倫理性の確保</p> <p>3 被験者等のインフォームド・コンセントの確保</p> <p>4 品質等の確認</p> <p>5 公衆衛生上の安全の配慮</p> <p>6 情報の公開</p> <p>7 個人情報の保護</p> <p>第2章 研究の体制等</p> <p>第1 研究の体制</p> <p>1 すべての研究者等の基本的な責務</p> <p>2 研究者の責務</p> <p>3 研究責任者の責務</p> <p>4 研究機関の長の責務</p> <p>5 組織の代表者等の責務</p> <p>6 研究機関の基準</p> <p>7 倫理審査委員会等</p> <p>第2 厚生労働大臣の意見等</p> <p>1 厚生労働大臣の意見</p> <p>2 重大な事態に係る厚生労働大臣の意見</p> <p>3 厚生労働大臣の調査</p> <p>第3章 ヒト幹細胞の採取</p> <p>第1 提供者の人権保護</p> <p>1 提供者の選定</p> <p>2 インフォームド・コンセント</p> <p>3 提供者となるべき者に対する説明事項</p> <p>4 代諾者からのインフォームド・コンセント</p> <p>5 提供者が死亡している場合</p> <p>6 手術等で摘出されたヒト幹細胞を利用する場合</p> <p>7 提供者に移植又は投与を行う場合</p> <p>第2 採取段階における安全対策等</p> <p>第4章 ヒト幹細胞の調製段階における安全対策等</p> <p>1 品質管理システム</p> <p>2 細菌、真菌、ウイルス等による汚染の危険性の排除</p> <p>3 その他</p>

	<p>5 最終調製物の試験検査</p> <p>6 細菌、真菌、ウイルス等による汚染の危険性の排除</p> <p>7 検査、出荷及び配送</p> <p>8 調製工程に関する記録</p> <p>9 最新技術の反映</p> <p>第2 調製段階における管理体制等</p> <p>第5章 ヒト幹細胞等の移植又は投与</p> <p>第1 被験者の人権保護</p> <p>1 被験者の選定</p> <p>2 インフォームド・コンセント</p> <p>3 被験者となるべき者に対する説明事項</p> <p>4 代諾者からのインフォームド・コンセント</p> <p>第2 移植又は投与段階における安全対策等</p> <p>1 ヒト幹細胞等に関する情報管理</p> <p>2 被験者の試料及び記録等の保存</p> <p>3 被験者に関する情報の把握</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第1 見直し</p> <p>第2 施行期日</p>	<p>第5章 ヒト幹細胞の移植又は投与</p> <p>第1 被験者の人権保護</p> <p>1 被験者の選定</p> <p>2 インフォームド・コンセント</p> <p>3 被験者となるべき者に対する説明事項</p> <p>4 代諾者からのインフォームド・コンセント</p> <p>第2 移植又は投与段階における安全対策等</p> <p>1 ヒト幹細胞に関する情報管理</p> <p>2 被験者の試料及び記録等の保存</p> <p>3 被験者に関する情報の把握</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第1 見直し</p> <p>第2 施行期日</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1目的</p> <p>ヒト幹細胞を用いる臨床研究（以下「ヒト幹細胞臨床研究」という。）は、臓器機能再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすものである。</p> <p>この指針は、こうした役割にかんがみ、ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために、ヒト幹細胞臨床研究にかかわるすべての者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)ヒト幹細胞 <u>自己複製能（自分と同じ能力を持った細胞を複製する能力をいう。以下同じ。）及び多分化能（異なる系列の細胞に分化する能力をいう。以下同じ。）を有するヒト細胞をいう。別に厚生労働省医政局長が定める細則（以下「細則」という。）に規定するヒト体性幹細胞、ヒト胚性幹細胞（以下「ヒトES細胞」という。）及びヒト人工多能性幹細胞（以下「ヒトiPS細胞」という。）が含まれる。</u></p> <p><細則></p> <p>1 ヒト体性幹細胞は、ヒトの身体の中に存在する幹細胞で、限定した分化能を保有するヒト細胞である。例えば、造血幹細胞（各種血液細胞に分化するものをいう）、神経幹細胞（神経細胞又はグリア細胞等に分化するものをいう）、間葉系幹細胞（骨、軟骨又は脂肪細胞等に分化するものをいう。）等が含まれる。この指針では、体性幹細胞を含んだ組織（骨髄又は臍帯血等）を用いる臨床研究も含まれる。</p> <p>2 ヒトES細胞は、受精卵を培養して得られる胚盤胞の内細胞塊から樹立されたヒト細胞で、未分化な状態で自己複製能と多分化能を有する。</p> <p>3 ヒトiPS細胞は、人工的に多能性を誘導されたヒト幹細胞であり、ヒトES細胞と同様の能力を持つ細胞である。一方、人工的に限定された分化能を誘導されたヒト幹細胞（例えば、皮膚の繊維芽細胞からiPS細胞を経ずに直接作製された神経幹細胞</p>	<p>第1目的</p> <p>ヒト幹細胞を用いる臨床研究（以下「ヒト幹細胞臨床研究」という。）は、臓器機能再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすものである。</p> <p>この指針は、こうした役割にかんがみ、ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために、ヒト幹細胞臨床研究にかかわるすべての者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)ヒト幹細胞 <u>ヒトから採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、多分化能を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが判定されるもの及びこれらに由来する細胞のうち、別に厚生労働省健康局長が定める細則（以下「細則」という。）に規定する細胞をいう。ただし、ヒトES細胞及びこれに由来する細胞を除く。</u></p> <p><細則></p> <p>(1)に規定する細則に規定する細胞は、組織幹細胞（例えば、造血系幹細胞、神経系幹細胞、間葉系幹細胞（骨髄間質幹細胞・脂肪前駆由来幹細胞を含む。）、角質幹細胞、皮膚幹細胞、毛乾細胞、膵管幹細胞、肝幹細胞及び骨髄前駆幹細胞）及びこれらを含む細胞集団（例えば、造血系幹細胞を含む全骨髄細胞、あるいは、血管前駆細胞、臍帯血及び骨髄間質幹細胞を含む。また、体外でこれらの細胞を培養して得られた細胞を含む。</p>

<p>胞等)はIPS細胞とは呼ばないが、この指針に含まれる。</p> <p>(2)研究者 ヒト幹細胞臨床研究を実施する者をいう。ただし、研究責任者を除く。</p> <p>(3)研究責任者 研究機関において、研究者に必要な指示を行うほか、ヒト幹細胞臨床研究に係る業務を統括する者をいう。</p> <p>(4)総括責任者 採取、調製及び移植又は投与の過程を複数の機関で実施するヒト幹細胞臨床研究において、研究者及び研究責任者に必要な指示を行うほか、ヒト幹細胞臨床研究に係る業務を統括する研究責任者をいう。なお、総括責任者は研究責任者のうちの一人でなければならない。</p> <p>(5)研究者等 研究者、研究責任者、研究機関の長その他のヒト幹細胞臨床研究に携わる者をいう。</p> <p>(6)研究機関 ヒト幹細胞臨床研究を実施する機関(ヒト幹細胞又はヒト分化細胞の採取又は調製を行う機関を含む。)をいう。</p> <p>(7)倫理審査委員会 ヒト幹細胞臨床研究の実施、継続又は変更の適否その他のヒト幹細胞臨床研究に関する必要な事項について、倫理的及び科学的観点から審議するため、ヒト幹細胞臨床研究を行う研究機関の長の諮問機関として置かれた合議制の機関をいう。</p> <p>(8)重大な事態 被験者の死亡その他のヒト幹細胞臨床研究の実施に際して生じた重大な事態及びヒト幹細胞臨床研究の実施に影響を及ぼすおそれがある情報の提供を受けた事態をいう。</p> <p>(9)被験者 ヒト幹細胞臨床研究において投与又は移植の対象となる者をいう。</p> <p>(10)提供者 ヒト幹細胞臨床研究において自らのヒト幹細胞を提供する者をいう。</p> <p>(11)インフォームド・コンセント 研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者から、事前にヒト幹細胞臨床研究に関する十分な説明を受け、当該臨床研究の意義、目的、方法を理解し、自由意思に基づいて、被験者又は提供者となること及びヒト幹細胞の取扱いについて、当該研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者に対して与える同意をいう。</p> <p>(12)代諾者 被験者又は提供者となるべき者が単独で同意を与える能力を欠いている場合において、親権を行う者、配偶者、後見人その他の本人の意思及び利益を最もよく代弁できると判断される者であって、本人に代わってインフォームド・コンセントを与え得るものをいう。</p> <p>(13)調製 ヒト幹細胞等に対して、最小限の操作、ヒト幹細胞等の人為的な増殖、細胞の活性化等を目的とした薬剤処理、生物学的特性改変操作、非細胞成分との組み合わせ又は遺伝子工学的改変操作等を実施する行為をいう。</p> <p><補則1></p> <p>最小限の操作とは、組織の分離、組織の解剖、ヒト幹細胞又はヒト分化細胞の分離、単離、抗生物質による処理、洗浄、ガンマ線等による滅菌、冷凍又は解凍等の当該細胞の本来の性質を改変しない操作をいう。</p> <p>(14)調製機関 ヒト幹細胞臨床研究のために用いられるヒト幹細胞等を調製する機関をいう。</p> <p>(15)ロット 一連の調製工程により均質性を有するように調製されたヒト幹細胞等の一群をいう。</p> <p>(16)最終調製物 被験者に移植又は投与する、最終的に調製されたヒト幹細胞等をいう。</p> <p>(17)個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の</p>	<p>(2)研究者 ヒト幹細胞臨床研究を実施する者をいう。ただし、研究責任者を除く。</p> <p>(3)研究責任者 研究機関において、研究者に必要な指示を行うほか、ヒト幹細胞臨床研究に係る業務を統括する者をいう。</p> <p>(4)研究者等 研究者、研究責任者、研究機関の長その他のヒト幹細胞臨床研究に携わる者をいう。</p> <p>(5)研究機関 ヒト幹細胞臨床研究を実施する機関(ヒト幹細胞の採取又は調製を行う機関を含む。)をいう。</p> <p>(6)倫理審査委員会 ヒト幹細胞臨床研究の実施、継続又は変更の適否その他のヒト幹細胞臨床研究に関する必要な事項について、倫理的及び科学的観点から審議するため、ヒト幹細胞の移植又は投与を行う研究機関の長の諮問機関として置かれた合議制の機関をいう。</p> <p>(7)重大な事態 被験者の死亡その他のヒト幹細胞臨床研究の実施に際して生じた重大な事態及びヒト幹細胞臨床研究の実施に影響を及ぼすおそれがある情報の提供を受けた事態をいう。</p> <p>(8)被験者 ヒト幹細胞臨床研究において投与又は移植の対象となる者をいう。</p> <p>(9)提供者 ヒト幹細胞臨床研究において自らのヒト幹細胞を提供する者をいう。</p> <p>(10)インフォームド・コンセント 研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者から、事前にヒト幹細胞臨床研究に関する十分な説明を受け、当該臨床研究の意義、目的、方法を理解し、自由意思に基づいて、被験者又は提供者となること及びヒト幹細胞の取扱いについて、当該研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者に対して与える同意をいう。</p> <p>(11)代諾者 被験者又は提供者となるべき者が単独で同意を与える能力を欠いている場合において、親権を行う者、配偶者、後見人その他の本人の意思及び利益を最もよく代弁できると判断される者であって、本人に代わってインフォームド・コンセントを与え得るものをいう。</p> <p>(12)調製 提供者から採取されたヒト幹細胞を被験者に移植又は投与するために加工することをいう。</p> <p>(13)調製機関 ヒト幹細胞臨床研究のために用いられるヒト幹細胞を調製する機関をいう。</p> <p>(14)ロット 一連の調製工程により均質性を有するように調製されたヒト幹細胞の一群をいう。</p> <p>(15)最終調製物 被験者に移植又は投与する、最終的に調製されたヒト幹細胞をいう。</p> <p>(16)個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の</p>
---	---

情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。なお、死者に係る情報が同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の情報となる。

(18)保有個人情報 研究者等が実施するヒト幹細胞臨床研究に係る個人情報であって、当該研究者等が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。

(19)未成年者 満20歳未満の者であって、婚姻をしたことがないものをいう。

(20)代理人 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は保有個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求め(以下「開示等の求め」という。)をすることにつき本人が委任した代理人をいう。

第3 適用範囲

1 この指針は、第4に規定する対象疾患等に関するものであって、第5に規定するヒト幹細胞等を、疾病の治療を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当するものは、この指針の対象としない。

- (1) 安全性及び有効性が確立されており、一般的に行われている医療行為
- (2) 薬事法(昭和35年法律第145号)における治療

2 この指針は、日本国内において実施されるヒト幹細胞臨床研究を対象とするが、我が国の研究機関が日本国外において研究を行う場合及び海外の研究機関と共同で研究を行う場合は、日本国外において実施されるヒト幹細胞臨床研究も対象とし、研究者等は、当該実施地の法令、指針等を遵守しつつ、この指針の基準に従わなければならない。

ただし、この指針と比較して当該実施地の法令、指針等の基準が厳格な場合には、当該基準に従ってヒト幹細胞臨床研究を実施しなければならない。

<細則>

我が国の研究機関が日本国外において研究を行う場合及び海外の研究機関と共同で研究を行う場合において、この指針の基準が相手国の法令、指針等の基準よりも厳格な場合であって、かつ次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該相手国の基準に従って研究を行うことができる。

(1)相手国においてこの指針の適用が困難であること。

(2)次に掲げる事項が適切に措置されることについて、我が国の研究機関の倫理審査委員会又は倫理審査委員会に準ずる委員会の審査を受け、研究機関の長

情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。なお、死者に係る情報が同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の情報となる。

(17)保有個人情報 研究者等が実施するヒト幹細胞臨床研究に係る個人情報であって、当該研究者等が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。

(18)未成年者 満20歳未満の者であって、婚姻をしたことがないものをいう。

(19)代理人 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は保有個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求め(以下「開示等の求め」という。)をすることにつき本人が委任した代理人をいう。

第3 適用範囲

1 この指針は、第4に規定する対象疾患等に関するものであって、ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究を対象とする。

<細則>

ヒト幹細胞臨床研究においては、採取、調製及び移植又は投与は基本的に同一機関内で実施されるものであるが、薬事法(昭和35年法律第145号)における治療以外で採取、調製及び移植又は投与の過程を複数の機関で実施する場合があります。これに対してはこの指針が適用される。例えば、医師である研究者が自らの患者への投与を目的として調製期間に亘り調製する場合である。

ただし、次のいずれかに該当するものは、この指針の対象としない。

①診断又は治療のみを目的とした医療行為

<細則>

①に規定する医療行為は、安全性及び有効性が確立されており、一般的に行われている医療行為を指す。

②胎児(死胎を含む。)から採取されたヒト幹細胞を用いる臨床研究

2 この指針は、日本国内において実施されるヒト幹細胞臨床研究を対象とするが、我が国の研究機関が日本国外において研究を行う場合及び海外の研究機関と共同で研究を行う場合は、日本国外において実施されるヒト幹細胞臨床研究も対象とし、研究者等は、当該実施地の法令、指針等を遵守しつつ、この指針の基準に従わなければならない。

ただし、この指針と比較して当該実施地の法令、指針等の基準が厳格な場合には、当該基準に従ってヒト幹細胞臨床研究を実施しなければならない。

<細則>

1 この指針が適用される前にすでに着手され、現在実施中のヒト幹細胞臨床研究については、この指針は適用しないが、できる限り、この指針に沿って適正に実施しなければならない。

2 我が国の研究機関が日本国外において研究を行う場合及び海外の研究機関と共同で研究を行う場合において、この指針の基準が相手国の法令、指針等の基準よりも厳格な場合であって、かつ次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該相手国の基準に従って研究を行うことができる。

(1)相手国においてこの指針の適用が困難であること。

(2)次に掲げる事項が適切に措置されることについて、我が国の研究機関の倫理審査委員会及び倫理審査委員会に準ずる委員会の審査を受け、研究機関の長

<p>が適当であると判断していること。</p> <p>① インフォームド・コンセントを受けられること。</p> <p>② 被験者及び提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること。</p> <p>③ 当該研究の実施計画が、倫理的及び科学的観点から相手国において承認されること、又は相手国が定める法令、指針等に基づいて相手国の研究機関内の倫理審査委員会若しくはこれに準ずる組織により承認され、相手国の研究機関の長により許可されること。</p> <p>第4 対象疾患等</p> <p>1 ヒト幹細胞臨床研究の対象は、<u>病気やけがで失われた臓器や組織の再生を目的とするものであること。</u></p> <p>2 <u>初めてヒトに移植又は投与されるヒト幹細胞（以下「新規のヒト幹細胞」という。）を用いる臨床研究については次に掲げる要件のすべてに適合するものに限る。</u></p> <p>(1) 重篤で生命を脅かす疾患、身体の機能を著しく損なう疾患又は一定程度身体の機能若しくは形態を損なうことによりQOL（生活の質）を著しく損なう疾患であること。</p> <p>(2) ヒト幹細胞臨床研究による治療の効果が、現在可能な他の治療と比較して優れていると予測されるものであること。</p> <p>(3) 被験者にとってヒト幹細胞臨床研究の治療により得られる利益が、不利益を上回ると十分予測されるものであること。</p> <p>第5 対象となるヒト幹細胞等</p> <p>1 ヒト幹細胞臨床研究において被験者に移植又は投与されるヒト幹細胞等は、次に掲げる細胞等とする。</p> <p>(1) ヒト幹細胞及びこれを豊富に含む細胞集団</p> <p>(2) (1) を調製して得られた細胞及び血球</p> <p><u><制限></u></p> <p><u>ヒト胚の臨床利用に関する基準が定められるまでの間はヒト ES 細胞を用いる臨床研究は実施しないこととする。</u></p> <p>(3) 採取時に既に分化しているヒト細胞を調製して得られた細胞及び血球（<u>最小限の操作のみによる調製は除く。</u>）</p> <p>2 ヒト胎児（死胎を含む。）から採取された幹細胞を用いる臨床研究は、この指針の対象としない。</p> <p>第6 基本原則</p> <p>1 倫理性の確保</p> <p>研究者等は、生命倫理を尊重しなければならない。</p> <p>2 有効性及び安全性の確保</p> <p>ヒト幹細胞臨床研究は、<u>適切な実験により得られた科学的知見に基づき、有効性及び安全性が予測されるものに限る。</u></p> <p>3 品質等の確認 ヒト幹細胞臨床研究に用いるヒト幹細胞等は、その品質、有効性及び安全性が確認されているものに限る。</p> <p>4 被験者等のインフォームド・コンセントの確保</p> <p>ヒト幹細胞臨床研究は、被験者及び提供者（以下「被験者等」という。）のインフォームド・コンセントが確保された上で実施されなければならない。また、インフォームド・コンセントを受ける者（以下「説明者」という。）は、研究</p>	<p>が適当であると判断していること。</p> <p>① インフォームド・コンセントを受けられること。</p> <p>② 被験者及び提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること。</p> <p>③ 当該研究の実施計画が、倫理的及び科学的観点から相手国において承認されること、又は相手国が定める法令、指針等に基づいて相手国の研究機関内の倫理審査委員会若しくはこれに準ずる組織により承認され、相手国の研究機関の長により許可されること。</p> <p>第4 対象疾患等</p> <p>ヒト幹細胞臨床研究の対象は、<u>次に掲げる要件に適合するものに限る。</u></p> <p>(1) 重篤で生命を脅かす疾患、身体の機能を著しく損なう疾患又は一定程度身体の機能若しくは形態を損なうことによりQOL（生活の質）を著しく損なう疾患であること。</p> <p>(2) ヒト幹細胞臨床研究による治療の効果が、現在可能な他の治療と比較して優れていると予測されるものであること。</p> <p>(3) 被験者にとってヒト幹細胞臨床研究の治療により得られる利益が、不利益を上回ると十分予測されるものであること。</p> <p>第5 基本原則</p> <p>1 有効性及び安全性の確保</p> <p>ヒト幹細胞臨床研究は、十分な科学的知見に基づき、有効性及び安全性が予測されるものに限る。</p> <p>2 倫理性の確保</p> <p>研究者等は、生命倫理を尊重しなければならない。</p> <p>3 被験者等のインフォームド・コンセントの確保</p> <p>ヒト幹細胞臨床研究は、被験者及び提供者（以下「被験者等」という。）のインフォームド・コンセントが確保された上で実施されなければならない。また、インフォームド・コンセントを受ける者（以下「説明者」という。）は、研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者であって、原則として、医師でなければならない。</p>
--	--